



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
9月11日  
第139号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築課)	1
○ 告 示	
※滋賀県狩猟納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正 (税政課)	2
※建築基準法に基づく建築物の形態規制の一部改正 (建築課)	2
保安林予定森林の通知 (森林保全課)	2
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	3
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨 (森林保全課)	3
生活保護法による居宅介護担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	3
生活保護法による介護予防担当機関の指定 (健康福祉政策課)	4
生活保護法による介護予防担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による居宅介護担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護予防担当機関の指定 (健康福祉政策課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護予防担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	5
道路区域の変更 (道路保全課)	5
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告 (県民活動生活課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課)	6
令和2年度砂利採取業務主任者試験実施公告 (モノづくり振興課)	8
県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課)	8
公共測量実施公告 (監理課)	9
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	9
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告 (中部)	9
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (中部)	9
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区定款変更認可公告 (大津・南部)	10
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
令和2年度滋賀県看護師採用選考実施公告	10
令和2年度滋賀県職員採用選考実施公告	13

## 規 則

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第92号

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。  
第25条第7号中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第351号

昭和40年滋賀県告示第359号(滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。  
令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

小辻敏夫	甲賀市水口町 貴生川1-72	同	湖南市、甲賀市(旧甲賀郡甲南町 および信楽町の区域を除く。)の 区域	を
小辻敏夫	甲賀市水口町 貴生川1-72	同	湖南市、甲賀市(旧甲賀郡甲南町 および信楽町の区域を除く。)の 区域	に
特定非営利 活動法人滋 賀県狩猟協 会	甲賀市水口町 下山693番地 444	同	湖南市、甲賀市の区域	

改める。

付 則

この告示は、令和2年9月11日から施行する。

滋賀県告示第352号

平成16年滋賀県告示第77号(建築基準法に基づく建築物の形態規制)の一部を次のように改正し、令和2年9月11日  
から施行する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1項中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改める。

滋賀県告示第353号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知  
があった。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 湖南市東寺字阿星山290-3、字龍王山291、字汁谷292-1、292-3、292-4、292-6、字大澤293-1、293-3、293-6、字瀨尻295、295-4、字ナメシガ谷296-1、296-3、字小矢ヶ谷297-1、297-3、297-5、297-7、297-8、297-10、字六方山298-1、298-3、298-5、字キトロ山299、字小平山300-1、字長谷306-2、306-5、306-7、306-9、字間前山309-1、字小丹場312-3、東寺五丁目303-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第354号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第355号**

令和2年滋賀県告示第181号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市西主計町字上五郎975、976-1
- 2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第181号のとおり

**滋賀県告示第356号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウはたしょう	愛知郡愛荘町安孫子1216-1	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12	訪問看護	令和2.10.1

## 滋賀県告示第357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための介護予防担当機関として、次のものを指定した。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
訪問看護ステーションすばる	蒲生郡日野町上野田246	医療法人社団昂会	蒲生郡日野町上野田200番地1	介護予防訪問看護	令和2.4.1

## 滋賀県告示第358号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための介護予防担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウはたしょう	愛知郡愛荘町安孫子1216-1	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12	介護予防訪問看護	令和2.10.1

## 滋賀県告示第359号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウはたしょう	愛知郡愛荘町安孫子1216-1	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12	訪問看護	令和2.10.1

## 滋賀県告示第360号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための介護予防担当機関として、次のものを指定した。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所等の名称	事業所等の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
---------	----------	--------	------------	---------	-------

訪問看護ステーションすばる	蒲生郡日野町上野田246	医療法人社団昂会	蒲生郡日野町上野田200番地1	介護予防訪問看護	令和2.4.1
---------------	--------------	----------	-----------------	----------	---------

滋賀県告示第361号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための介護予防担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所等の名称	事業所の所在地	開設者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウはたしょう	愛知郡愛荘町安孫子1216-1	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12	介護予防訪問看護	令和2.10.1

滋賀県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
手づくり工房種芸	彦根市本庄町3799番地	NPO法人シード	彦根市本庄町3799番地	就労継続支援B型	令和2.9.1	2510200617
デイサービス芽ばえ	野洲市小南1876番地	特定非営利活動法人あつたかケア	野洲市小南1876番地	生活介護	令和2.9.1	2511300366

滋賀県告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年9月11日から令和2年9月25日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	下笠大路井線	草津市野村二丁目字立図200番3地先から	変更後	最小 12.5m	261.9m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
				最大 34.0m		
				最小		

	草津市野村三丁目字天役58番 3地先まで	変更前	7.3m } 最大 20.9m	261.9m	
--	-------------------------	-----	-----------------------	--------	--

公 告

**国土調査の成果の認証公告**

東近江市尻無町の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 平成29年7月から令和2年3月まで
- 3 成果の名称 東近江市尻無町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市尻無町の一部
- 5 認証年月日 令和2年9月2日

**国土調査の成果の認証公告**

犬上郡豊郷町大字四十九院、大字安食西の各一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 犬上郡豊郷町
- 2 調査を行った時期 平成29年1月から平成31年3月まで
- 3 成果の名称 大字四十九院、大字安食西の各一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 犬上郡豊郷町大字四十九院、大字安食西の各一部
- 5 認証年月日 令和2年9月2日

**国土調査の成果の認証公告**

高島市新旭町饗庭の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 高島市
- 2 調査を行った時期 平成28年11月から令和2年3月まで
- 3 成果の名称 新旭町饗庭の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 高島市新旭町饗庭の一部
- 5 認証年月日 令和2年9月2日

**大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ラ・ムー近江八幡店 近江八幡市土田町1394番1ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
  - (1) 事業者等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会と協議を行い、その経過ならびに結果を要約し、文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ報告すること。
  - (2) 開発に伴う交通上の影響が出ないよう、開発区域のみならず、周辺地域においても生活道路への買い物客の車

の進入がないよう対策する等、生活環境を保持するように交通対策を計画すること。

- (3) 設置される送風機等が騒音規制法(昭和43年法律第98号)上の特定施設に該当する場合、当該事業場は同法の規制基準が適用されることから、今回の届出の中で騒音予測はされているが、特定工場等の敷地境界における騒音レベルが規制値未満となるよう、騒音防止策を検討すること。
- (4) 交通安全対策として、出入口への停止線の設置および市道黒橋八木線から右折による直接進入ができないよう検討すること。
- (5) 建築物等の壁面の色彩について、周辺の環境や建築物と調和した落ち着いたものとなるように努めること。
- (6) 屋外広告物を設置する場合は、令和2年9月30日までの設置は滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)、令和2年10月1日以降の設置は近江八幡市屋外広告物条例(令和2年近江八幡市条例第1号)に基づく許可申請を行うこと。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地

#### (2) 縦覧期間 令和2年9月11日から令和2年10月12日まで

### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ジョーシン南彦根店 彦根市高宮町字遊行塚横田1613-3ほか
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
  - (1) 当施設から発生する事業系廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条第1項の規定に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
  - (2) 彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱(平成26年彦根市告示第92号)に基づき、大規模小売店舗を営む事業所で、店舗面積が1,000㎡を超える場合は、「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を毎年4月末までに彦根市市民環境部生活環境課へ提出すること。
  - (3) 騒音対策については、引き続き、地域の環境へ配慮すること。とくに夜間は、店舗騒音以外にも来客の集団での会話、車両の空ぶかし等による排気騒音等を抑えるよう、引き続き来客者に協力を求めること。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

#### (2) 縦覧期間 令和2年9月11日から令和2年10月12日まで

### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コープながはま店 長浜市宮司町字北走1200番
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 屋外広告物の表示または掲出については、長浜市屋外広告物条例(平成23年長浜市条例第45号)に基づく許可申請を行うこと。
  - (2) すでに提出済みである景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出内容に変更が生じる場合は、変更届出書を提出すること。
  - (3) 周辺の交通環境保持に留意すること。

## 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

## (2) 縦覧期間 令和2年9月11日から令和2年10月12日まで

## 令和2年度砂利採取業務主任者試験実施公告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日時 令和2年11月13日(金)午前10時から正午まで

2 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)

## 3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)

4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)および技術問題15問(7問の必須問題および8問から3問を選択して解答する選択問題)とする。

5 願書配布 令和2年10月1日(木)から滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課および各滋賀県合同庁舎(滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係)で配布する。

※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする(<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104051.html>)。

6 願書受付期間 令和2年10月1日(木)から令和2年10月30日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和2年10月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける(簡易書留とし、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書すること。)

なお、令和2年11月6日(金)までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。

7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3793

## 8 提出書類

(1) 受験願書 1通

(2) 受験整理票 1通

写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した手札サイズ(縦12センチメートル、横9センチメートル)の正面上半身脱帽時の写真を貼付すること(写真の裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記載すること。)

(3) 受験票 1通

住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、63円切手を貼付して提出すること。

※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること。

9 受験手数料 9,000円

滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

10 合格発表 令和2年11月30日(月)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

11 その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、試験の実施方法等を変更することがある。その場合は、県ホームページ等に掲載する。

## 県営土地改良事業変更計画決定公告

県営近江八幡東部地区農業水利施設保全合理化事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項



の規定に基づき土地改良事業計画を令和2年9月2日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営近江八幡東部地区農業水利施設保全合理化事業変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および近江八幡市産業経済部農村整備課
- 3 縦覧期間 令和2年9月11日から令和2年10月13日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和2年10月28日までに審査請求をすることができる。

-----

**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿道路メンテナンスセンター長 細井 正也から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量)
- 2 作業の地域 国道1号  
水口道路 甲賀市水口町東名坂~甲賀市水口町泉  
栗東水口道路I 湖南市石部北二丁目~栗東市小野
- 3 作業の期間 令和2年9月7日から令和3年2月16日まで

-----

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
愛知郡愛荘町平居725番地 株式会社くすかみ 代表取締役 楠神剛	愛知郡愛荘町平居字野田871番 1、871番2	4,872.19㎡	令和2.9.3	6550

**県税事務所公告**

**軽油引取税免税証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年9月11日

滋賀県中部県税事務所長 西澤 甚一

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
100 リットル券	農業	40737490 } 40737492	3	令和2.4.13 } 令和3.3.31	東近江市垣見町818 東能登川農業協同組合	令和2.8.21

-----

**軽油引取税免税軽油使用者証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年9月11日

滋賀県中部県税事務所長 西澤 甚一

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第0400202号	令和3.3.31	東近江市猪子町235番地16 高井朝浩	令和2.8.21

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上仰木土地改良区の定款の変更は、令和2年9月1日に認可した。

令和2年9月11日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 杉本 晃

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、仰木中央土地改良区の定款の変更は、令和2年9月1日に認可した。

令和2年9月11日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 杉本 晃

病院事業庁公告

令和2年度滋賀県看護師採用選考実施公告

令和2年度滋賀県看護師採用選考を次のとおり行います。

令和2年9月11日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

1 選考区分および採用予定人員

選考区分	採用予定人員
看護師(令和3年4月採用)	看護師 約19名 配属予定人員 ・総合病院 約15名 ・小児保健医療センター 約4名

※ 採用(配属)予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

看護師免許を有する者(令和3年3月までに看護師養成課程を卒業した者または卒業する見込みの者で、令和2年度中に行われる看護師国家試験を受験し、免許を取得する見込みのものを含む。)で、昭和36年4月2日以降に生まれたもの

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 原則として令和3年4月1日(免許所有者は早期採用の相談に応じます。)

※ 免許を取得する見込みの者は、看護師国家試験合格発表日によっては、令和3年4月2日以降の採用となる場合があります。また、令和2年度中に行われる看護師国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

(2) 勤務場所 滋賀県立総合病院、滋賀県立小児保健医療センター、滋賀県立精神医療センター等(採用後、人事

異動が行われることがあります。原則として交替制勤務に従事していただきます。)

(3) 給与等

	大学卒(4大)	3年課程卒	2年課程卒
給料	218,245円	212,769円	203,540円
地域手当	13,094円	12,766円	12,212円
計	231,339円	225,535円	215,752円

ア 給料は、上記の他に要件、勤務等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの金額は令和2年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考の日時および場所

- (1) 日時 令和2年10月31日(土)午前8時30分集合
- (2) 場所 滋賀県立総合病院新館4階講堂(守山市守山五丁目4番30号)

5 選考の方法および結果発表

(1) 方法

種目	内 容
専門試験	識見、思考力、表現力、看護師としての素養等について作文などの筆記試験を行います。
口述試験	看護師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。
書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用は、できません。)

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

- (2) 結果発表 令和2年11月6日(金)に通知する予定です。

6 受験手続および受付期間

(1) 出願票等を持参または郵送する場合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課(滋賀県立総合病院内)に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分「看護師受験」を書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。令和2年10月26日(月)までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課にお問い合わせください。

また、選考当日に提出書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
出願時	出願票1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき1枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
選考当日	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1部	所定の用紙に記入してください。
	看護師免許証原本1部	原本は当日返却します。看護師免許所有者のみ
	看護師免許証写し1部	写しはA4サイズにしてください。看護師免許所有者のみ
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。看護師免許所有者のみ
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。看護師免許所有者のみ
	看護師養成機関の成績証明書1通	看護師免許取得見込者のみ
看護師養成機関の卒業(見込み)証		

	明書1通	
--	------	--

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んで上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。令和2年10月26日(月)までにメールが到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、選考当日に提出書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
選考当日	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	看護師免許証原本1部	原本は当日返却します。看護師免許所有者のみ
	看護師免許証写し1部	写しはA4サイズにしてください。看護師免許所有者のみ
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。看護師免許所有者のみ
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。看護師免許所有者のみ
	看護師養成機関の成績証明書1通	看護師免許取得見込者のみ
	看護師養成機関の卒業(見込み)証明書1通	

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の間合せ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県看護師採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県病院事業庁のホームページからダウンロードした用紙を使用することもできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

(4) 受付期間

受付方法	受 付 期 間
持参	令和2年9月11日(金)から令和2年10月21日(水)まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
郵送	令和2年9月11日(金)から令和2年10月19日(月)まで ※ 令和2年10月19日(月)までの消印有効
インターネット	令和2年9月11日(金)正午から令和2年10月19日(月)17時まで ※ ただし、県の電子システムの管理運営の都合上変更する可能性があります。

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 問合せ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5106

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日および場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県病院事業庁のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

-----

**令和2年度滋賀県職員採用選考実施公告**

令和2年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

令和2年9月11日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
薬剤師	2人程度	県立病院における薬事業務等
診療放射線技師	2人程度	県立病院における診療放射線技師としての業務
医療事務(B)	1人程度	県立病院における診療記録および診療情報の管理・分析等の医療事務ならびに病院事務全般に係る業務
管理栄養士	1人程度	県立病院における管理栄養士としての業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所有すべき資格	年齢
薬剤師	薬剤師の免許を有する者(令和2年度中に行われる薬剤師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)	昭和36年4月2日以降に生まれた者
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者(令和2年度中に行われる診療放射線技師国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)	
医療事務(B)	一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会および公益財団法人医療研修推進財団が主催する診療情報管理士認定試験に合格し、診療情報管理士に認定された者(令和2年度中に行われる診療情報管理士認定試験を受験し、合格する見込みの者を含む。)	
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者(令和2年度中に行われる管理栄養士国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。)	

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 原則として令和3年4月1日(各選考区分の資格を有する者は、早期採用の相談に応じます。)

ただし、各選考区分の資格を取得する見込みの者で、免許を取得できなかった場合(医療事務(B)にあっては、認定試験に合格できなかった場合)は、採用される資格を失います。

(2) 勤務場所 総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター等

(3) 給与等

選考区分	給料月額	備考
薬剤師	216,521円	6年制大学卒業で職務経験がない場合の額
診療放射線技師	187,313円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
医療事務(B)	179,504円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
管理栄養士	197,455円	4年制大学卒業で職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額の外にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの額は、令和2年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考

(1) 日時および場所

ア 第1次考査

日時 令和2年10月17日(土)午前9時30分集合

場所 滋賀県立総合病院新館4階講堂(守山市守山五丁目4番30号)

イ 第2次考査

日時 令和2年10月31日(土)

場所 滋賀県立総合病院(守山市守山五丁目4番30号)

※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第1次考査の合格者に通知します。

(2) 方法

ア 第1次考査

選考区分	種目	内容
全区分共通	専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、各選考区分としての素養等について試験を行います。
	書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用は、できません。)

イ 第2次考査

選考区分	種目	内容
全区分共通	口述試験	各選考区分職員としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
	適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結果発表

ア 第1次考査 令和2年10月23日(金)までに通知する予定です。

イ 第2次考査 令和2年11月6日(金)頃に通知する予定です。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課(滋賀県立総合病院内)に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分(例「薬剤師」)を書いて、特定記録または簡易書留により送付して下さい。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。令和2年10月14日(水)までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせして下さい。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	選考区分	提出書類	備考
出願時	全区分共通	出願票1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	全区分共通	未使用の郵便はがき1枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第1次考査当日	全区分共通	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	全区分共通	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	全区分共通	口述試験面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	全区分共通	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	全区分共通	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	各選考区分	受験資格を証明する認定証原本	原本は当日返却します。免許等所有者のみ
各選考区分	受験資格を証明する認	写しはA4サイズにしてください。免許等所	

	定証の写し1部	有者のみ
各選考区分	各選考区分養成機関の成績証明書1通と卒業(見込)証明書1通	免許等取得見込者のみ

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。令和2年10月14日(水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	選考区分	提出書類	備 考
第1次考査当日	全区分共通	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。受験番号は、選考当日に指定します。
	全区分共通	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	全区分共通	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	全区分共通	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	全区分共通	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。免許等所有者のみ
	各選考区分	受験資格を証明する認定証原本	原本は当日返却します。免許等所有者のみ
	各選考区分	受験資格を証明する認定証の写し1部	写しはA4サイズにしてください。免許等所有者のみ
	各選考区分	各選考区分養成機関の成績証明書1通と卒業(見込)証明書1通	免許等取得見込者のみ

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の間合せ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分(例「薬剤師」)、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県病院事業庁のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

(4) 受付期間

受付方法	受付期間
持 参	令和2年9月11日(金)から令和2年10月14日(水)まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
郵 送	令和2年9月11日(金)から令和2年10月12日(月)まで ※ 令和2年10月12日(月)までの消印有効
インターネット	令和2年9月11日(金)正午から令和2年10月12日(月)17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容

または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問合せ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5106

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日および場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県病院事業庁のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>